

## 志木市規則第 19 号

### 志木市犯罪被害者等に対する見舞金の支給に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、志木市犯罪被害者等支援条例（令和 6 年志木市条例第 2 号）第 9 条の規定による見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力（同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に住所を定めた者

ウ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に住所を定めた者

(3) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次に掲げる要

件を満たすものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったこと。

イ 当該負傷又は疾病の療養のために当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの期間（以下「給付期間」という。）内に3日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が給付期間内に3日以上労務に服することができない程度であったこと。）。

（見舞金の種類等）

第3条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われたときに市民等であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、当該犯罪行為が行われたときから第7条の規定による申請を行うときまで市民等であるもの（以下「重傷病被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時に於いて次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあっては同項第

2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、当該第1順位遺族のいずれか1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。
- 5 前条第1号の規定にかかわらず、遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者とすることとした場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができる。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 死亡被害者若しくは重傷病被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があつたとき。
  - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
  - イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
  - ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）
- (2) 犯罪行為による被害について、死亡被害者若しくは重傷病被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があつたとき。
  - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
  - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 死亡被害者若しくは重傷病被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。
  - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の当該加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、遺族見舞金の額から重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 志木市遺族見舞金支給申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われたときに死亡被害者が市民等であったことを証する住民票の写しその他の証明書

ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

カ 申請者が死亡被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

キ 第1順位遺族が2人以上あるときは、志木市遺族見舞金代表者選任届（第2号様式）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 志木市重傷病見舞金支給申請書（第3号様式）及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで申請者が市民等であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

（支給決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の可否を決定し、当該申請者に対し志木市見舞金支給（不支給）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（請求）

第9条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、志木市見舞金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

（支給決定の取消し）

第 1 1 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定後に、第 5 条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(見舞金の返還)

第 1 2 条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、その返還を求めることができる。

(その他)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。